

中間前金払制度事務手続きフロー

対象工事の確保

- 対象工事

請負代金額：200万円以上 工期：100日以上

認定申請書の提出

- 請負業者は、中間前金払を希望する際は、支払要件を満たす旨の「認定申請書」を監督員に提出。

添付書類：工事履行報告書、工事工程表

要件の確認

- 監督員は、工事履行報告書、工事工程表等により、次に掲げる要件について適当であることを確認する。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

- ※ 「施工済額1/2以上」の確認については、明らかに1/2を上回ると認められる場合を除き、要件を満たさないものとみなす。

認定書の作成

- 監督員は、「認定申請書」に基づき、「認定書」を作成。

認定書の交付

- 監督員は、請負業者に認定書を交付。(原則、申請日から7日以内)

請求書・中間前金払保証証書の提出

- 請負業者は、認定書により中間前金払保証契約を締結し、請求書に保証証書を添付し、工事執行担当者に提出。

- 債務負担行為により中間前金払(部分払と前金払か、前金払のみか)の選択をした場合は、工事請負契約約款の特則(別紙2-1か、別紙2-2)を送付。

支払

- 工事執行担当者は、請求を受けた日から14日以内に支払うものとする。